国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学放射線障害予防規程

平成３１年１月２８日
規程第　　２　　号

目次

第１章　総則（第１条－第５条）
第２章　組織及び職務（第６条－第２２条）
第３章　管理区域（第２３条・第２４条）
第４章　施設の維持及び管理（第２５条－第２７条）
第５章　放射性同位元素等の使用（第２８条）
第６章　放射性同位元素等の保管、運搬及び廃棄（第２９条－第３６条）
第７章　測定及び結果の措置（第３７条－第４０条）
第８章　教育及び訓練（第４１条）
第９章　健康診断（第４２条）
第１０章　放射線障害を受けた者等に対する措置（第４３条）
第１１章　記録及び保存（第４４条）
第１２章　危険時の措置（第４５条）
第１３章　地震等の災害時における措置（第４６条）
第１４章　情報提供（第４７条）
第１５章　業務の改善（第４８条）
第１６章　報告（第４９条）
第１７章　雑則（第５０条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６７号。以下「法」という。）及び関係法令等（以下「法令」という。）に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）において放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）を取り扱う者及び本学に立ち入る者の安全を確保し、かつ、周辺の地域に及ぼす放射線による有害な影響を防止するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、次条第１号に定める放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

（定義）
第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。
（１）「放射線施設」とは、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和３５年総理府令第５６号。以下「施行規則」という。）第１条第９号に定める使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。
（２）「管理区域」とは、施行規則第１条第１項に定める場所として、学長が指定したものをいう。
（３）「放射線業務」とは、放射性同位元素等の使用、保管、運搬及び廃棄の取扱い及び管理又はこれに付随する業務をいう。
（４）「放射線業務従事者」とは、放射線業務に従事するため、管理区域に立ち入る者で、学長が指定した者をいう。
（５）「一時立入者」とは、放射線業務従事者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る者をいう。
（６）「廃棄保管室」とは、保管廃棄設備として使用している場所をいう。
（７）「放射線測定器等」とは、放射線測定器及び放射線測定モニタ類をいう。

（他の規程等との関連）
第４条　放射性同位元素等の取扱いに係る保安については、この規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる規則その他保安に関する規程等の定めによる。
（１）国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学安全衛生管理規則（平成１６年規則第１号）
（２）国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学委員会規程（平成１６年規程第７号。第７条において「委員会規程」という。）
（３）国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学健康管理規程（平成１６年規程第３９号）
（４）国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学防火管理及び防災管理に関する規程　（平成１６年規程第３７号）
（５）国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学法人文書管理規程　（平成２３年規程第３号。第４２条及び第４４条において「法人文書管理規程」という。）
（６）国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学危機管理規則（平成２４年規則第１号。第４７条において「危機管理規則」という。）
（７）国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学危機管理マニュアル（平成２５年１月学長制定。第４６条及び第４７条において「危機管理マニュアル」という。）

（遵守等の義務）
第５条　本学において、管理区域に立ち入る者は、法令及びこの規程を遵守し、第８条第２項に定める放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示

に従わなければならない。
２　学長は、第８条第２項に定める放射線取扱主任者が法令及びこの規程に基づき行う具申を尊重しなければならない。
３　学長は、第７条第１項に定める放射線安全委員会が法令及びこの規程に基づき行う具申を尊重しなければならない。

第２章　組織及び職務

（組織）
第６条　本学における放射性同位元素等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別表第１に掲げるとおりとする。

（放射線安全委員会）
第７条　本学に放射線安全委員会（以下「委員会」という。）を置き、放射性同位元素等の安全な取扱い及びその安全管理の向上を図ることを目的として、委員会規程に定める事項を審議するとともに、学内放射線施設等における安全管理状況の定期立入調査等の実施及び放射線障害の防止に関する業務の改善を図る。
２　委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（放射線取扱主任者等の選任）
第８条　学長は、本学における放射線障害の防止について、総括的な監督を行わせるため、第１種放射線取扱主任者免状の所有者のうちから、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を１名以上選任しなければならない。
２　学長は、主任者を２名以上選任した場合は、その中から正放射線取扱主任者（以下この項において「正主任者」という。）及び副放射線取扱主任者（以下この項において「副主任者」という。）を任命するものとし、正主任者が、旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合には、副主任者がその期間中その職務のすべてを代行する。
３　学長は、主任者が旅行、疾病その他事故によりその職務を行うことができない場合には、その期間中その職務のすべてを代行させるため、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を、第１種放射線取扱主任者免状の所有者のうちから選任する。
４　学長は、主任者又は代理者を選任又は解任した場合は、法及び施行規則に定めるところによりその旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、主任者が職務を行うことができない期間が、３０日に満たない場合は、代理者の選任の届出及び解任の届出を要しない。

（主任者の職務）
第９条　主任者は、本学における放射線障害の防止に係る監督に関し、次の各

号に掲げる業務を行う。
（１）この規程の制定及び改廃への参画
（２）放射線障害防止上重要な計画作成への参画
（３）教育訓練の計画等に対する指導及び指示
（４）危険時の措置等に関する対策への参画
（５）法令に基づく申請、届出及び報告の確認及び審査
（６）法令に基づく立入検査等の立会い
（７）異常及び事故の原因調査への参画
（８）学長及び第１１条に定める放射線管理総括責任者（以下「総括責任者」という。）に対する具申
（９）放射線施設、放射性同位元素の使用状況等及び記録簿、書類等の確認及び審査
（１０）放射線業務従事者への監督及び指導
（１１）関係者への助言、勧告及び指示
（１２）委員会の開催の要求
（１３）その他放射線障害防止に関する必要事項

（主任者の講習）
第１０条　学長は、主任者に対して、次の各号に掲げる期間ごとに定期講習を受講させなければならない。
（１）主任者選任日から１年以内（ただし、主任者選任日の前１年に受講した者は、当該受講の日の翌年度の開始日から３年以内）
（２）主任者選任後、定期講習を受講したものにあっては、当該受講の日の翌年度の開始日から３年以内

（放射線管理総括責任者）
第１１条　学長は、本学における放射線業務を総括するため、総括責任者を選任しなければならない。

（総括責任者の職務）
第１２条　総括責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。
（１）次条に定める管理区域責任者、第１９条に定める安全管理責任者及び第２１条で定める施設管理責任者の監督に関すること。
（２）放射線業務従事者の登録に関すること。
（３）放射性同位元素等の管理の総括に関すること。
（４）放射線業務従事者等に対する教育及び訓練の立案及び実施に関すること。
（５）放射線業務従事者等に対する健康診断の立案及び実施に関すること。
（６）法令に基づく記録簿の保管に関すること。
（７）法令に基づく申請、届出等の事務手続に関すること。
（８）第２５条及び第２６条に定める施設点検及び安全管理点検に関すること。

（９）放射線施設の安全管理に関する総括及びそれに必要な措置を講ずること。
（１０）その他関係省庁との連絡等、事務的事項に関すること。

（管理区域責任者）
第１３条　学長は、管理区域に管理区域責任者を選任しなければならない。

（管理区域責任者の職務）
第１４条　管理区域責任者は、総括責任者の監督のもとに、次の各号に掲げる業務を行う。
（１）放射線業務従事者に対する指導に関すること。
（２）管理区域における放射線障害防止のために必要な措置に関すること。
（３）管理区域に立ち入る者に対し、主任者及び総括責任者が放射線障害防止のために行う指示等を遵守するよう指導すること。

（放射線使用責任者）
第１５条　学長は、放射性同位元素等を使用する研究・教育課題ごとに、放射性同位元素等の安全な取扱いについての知識及び技能に習熟した放射線使用責任者（以下「使用責任者」という。）を置く。
２　使用責任者は、第１７条の規定に従い、放射線業務従事者として登録しなければならない。

（使用責任者の職務）
第１６条　使用責任者は、主任者、代理者及び管理区域責任者と協力して次の各号に掲げる業務を行う。
（１）主任者、総括責任者及び管理区域責任者が行う放射線障害防止のための指示等を放射線業務従事者等へ徹底すること。
（２）放射線業務従事者に対し、放射性同位元素等の取扱いについての適切な指示を与えること。
（３）放射性同位元素等の使用、保管、運搬及び廃棄に関する放射線業務従事者の記録等に関して監督及び指導すること。

（放射線業務従事者の登録等）
第１７条　本学において放射線業務に従事する者は、学長に申請し、放射線業務従事者として登録されなければならない。
２　前項の規定による登録は、年度ごとに行うものとし、更新を妨げない。
３　学長は、第１項の規定による申請があった場合又は登録を更新する場合は、第４１条に定める教育及び訓練並びに第４２条に定める健康診断を実施し、その結果を照査した上で、総括責任者及び主任者の意見に基づき、放射線業務従事者への登録の可否を決定するものとする。
４　学長は、登録した者（登録を更新した者を含む。）の氏名を総括責任者及び

主任者に通知するものとする。
５　登録された者以外の者は、放射線業務に従事し、又は放射線施設若しくは管理区域に立ち入ってはならない。ただし、放射線施設又は管理区域に、主任者の許可を受けて一時的に立ち入る者は、この限りでない。

（登録の取消し）
第１８条　総括責任者は、放射線業務従事者がこの規程に反し、又は放射線業務の能力に欠けると主任者が認める場合は、前条に定める登録を取り消し、又は一時停止させる等必要な措置を学長に具申しなければならない。
２　学長は、前項の具申があった場合は、当該放射線業務従事者の適否について、委員会の議を経て、適切な措置を講じなければならない。

（安全管理責任者）
第１９条　学長は、管理区域における安全管理責任者を選任しなければならない。

（安全管理責任者の職務）
第２０条　安全管理責任者は、総括責任者の監督のもとに、主任者との連携を密にし、次の各号に掲げる業務を行う。
（１）管理区域に立ち入る者の入退室、放射線被ばく及び放射性同位元素等による汚染の管理に関すること。
（２）放射線施設及び管理区域内外における放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況等の測定に関すること。
（３）放射線施設の設備及び放射線測定器等の保守及び管理に関すること。
（４）放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄の管理に関すること。
（５）放射線作業の安全に係る技術的事項に関すること。
（６）放射性廃棄物の保管管理及び処理に関すること。
（７）第２６条に定める安全管理点検に関すること。
（８）その他放射線障害防止のための必要な措置に関すること。
（９）前各号に関する記録の管理に関すること。
２　安全管理責任者は、管理区域、使用、貯蔵及び廃棄の各施設の入口の目につきやすい場所に放射性同位元素等の取扱いに係る注意事項を掲示して、立ち入る者に遵守させなければならない。

（施設管理責任者）
第２１条　放射線施設の維持及び管理を総括するため、施設管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

（施設管理担当者）

第２２条　施設管理業務を行うため、施設管理担当者を置き、施設課長をもって充てる。
２　施設管理担当者は、主任者及び施設管理責任者との連携を密にし、次に掲げる業務を行う。
（１）施設の保守管理並びに設備の運転及び保守管理
（２）給排気設備及び給排水設備の運転及び維持管理に関する業務
（３）作業環境の保全
（４）空調設備の運転
（５）高圧ガス設備及び危険物の保守管理
（６）その他施設及び設備の維持及び管理に必要な業務

第３章　管理区域

（管理区域の指定）
第２３条　学長は、放射線障害の防止のため、施行規則第１条第１号に定める場所を管理区域として指定する。
２　管理区域に立ち入る者は、何人といえども管理区域責任者及び安全管理責任者の指示に従わなければならない。
３　管理区域責任者は、次の各号に掲げる者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。
（１）放射線業務従事者として登録された者
（２）見学者等で一時立入者として、主任者が認めた者
４　安全管理責任者は、管理区域に立ち入った者の記録を作成し、保存しなければならない。

（管理区域における遵守事項）
第２４条　管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）定められた出入口から出入りすること。
（２）管理区域への立入り、退出、放射性同位元素等の取扱い等を記録すること。
（３）個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
（４）管理区域内において飲食、喫煙、化粧等内部被ばくのおそれのある行為を行わないこと。
（５）放射線業務従事者は、主任者及び安全管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
（６）一時立入者は、主任者、安全管理責任者及び放射線業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
２　放射性同位元素を取り扱う管理区域に立ち入る者は、前項のほか次の各号

に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）専用の作業衣、作業靴その他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域の外へ出ないこと。
（２）放射性同位元素を体内摂取した場合又はそのおそれがある場合は、直ちに安全管理責任者に連絡し、その指示に従うこと。
（３）退出する場合は、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは、安全管理責任者に連絡するとともに、直ちに除染のための措置をとること。ただし、汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。
３　放射線業務従事者は、前２項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
（１）放射性同位元素等の取扱経験の少ない者は、単独で取扱作業をしないこと。
（２）使用線源に適した遮へい体等により、遮へいを行うこと。
（３）使用線源に応じて、線源との間に適切な距離を設けること。
（４）作業時間をできるだけ短くすること。

第４章　施設の維持及び管理

（施設点検）
第２５条　総括責任者は、放射線施設の構造及び機能の適正を確保するため、主任者の指導のもとに別表第２に定める項目について６月を超えない期間ごとに点検を実施しなければならない。
２　施設管理担当者は、前項の点検の結果を記録し、施設管理責任者に報告しなければならない。
３　施設管理担当者は、第１項の点検の結果、異常を認めた場合は、その状況及び原因を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、施設管理責任者に報告しなければならない。
４　前項の規定による報告を受けた施設管理責任者は、主任者を経由して総括責任者に報告しなければならない。
５　総括責任者は前項の規定による報告のうち、総括責任者及び主任者で対処できない異常については、学長に報告しなければならない。

（安全管理点検）
第２６条　総括責任者は、別表第２に掲げる点検を定期的に行わなければならない。
２　安全管理責任者は、前項の点検の結果を記録し、総括責任者に報告しなければならない。
３　安全管理責任者は、第１項の点検の結果、異常を認めた場合は、修理等必要な措置を講じなければならない。

４　安全管理責任者は、前項の措置の結果を取りまとめ、主任者を経由して総括責任者に報告しなければならない。
５　総括責任者は前項の規定による報告のうち、主任者及び安全管理責任者で対処できない異常については、学長に報告しなければならない。

（新営、修理、改造、除染等）
第２７条　施設管理責任者及び安全管理責任者は、それぞれ所管する設備、機器等について、新営、修理、改造、除染等を行う場合は、その実施計画を作成し、委員会の議を経て学長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。
２　安全管理責任者は、前項の新営、修理、改造、除染等が終了した場合は、その結果について主任者を経由して学長に報告しなければならない。

第５章　放射性同位元素等の使用

（密封されていない放射性同位元素の使用）
第２８条　密封されていない放射性同位元素を使用する場合には、管理区域責任者及び安全管理責任者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。この場合において、安全管理責任者は、放射性同位元素等管理システム、放射性同位元素等使用実験計画書等により、１日最大使用数量を超えて使用していないことを確認することとする。
（１）密封されていない放射性同位元素は、承認された管理区域内の定められた場所、目的、方法及び種類並びに許可された１日最大使用数量の範囲内で使用し、記録すること。
（２）実験方法については、放射線障害の発生のおそれがないよう十分に準備研究を行うこと。
（３）給排気設備が正常に動作していることを確認すること。
（４）吸収紙、受皿等の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
（５）人体の被ばく線量を最小に止めるために、遮へいを行うこと、人体との間の適当な距離をおくこと及び被ばく時間を短くすること等の措置を講じること。
（６）密封されていない放射性同位元素を使用する管理区域内での作業場所は、常に整理整頓し、不必要な物品を持ち込まないこと。
（７）放射線業務従事者は、密封されていない放射性同位元素の使用終了後、作業場所の汚染検査を行い、表面密度限度を超えている場合は、除染を行うこと。
（８）管理区域から退出する場合は、身体各部、作業衣、履物等の汚染検査を行い、汚染がある場合には除染を行うこと。
（９）管理区域から物品を搬出する場合には、その表面の汚染検査を行い、表面密度限度の１０分の１以下であることを確認した上で搬出すること。

（１０）密封されていない放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。

２　密封されていない放射性同位元素の使用に当たっては、あらかじめ使用に係る計画書を作成し、委員会の議を経て、学長の承認を受けなければならない。

第６章　放射性同位元素等の保管、運搬及び廃棄

（受入れ及び払出し）

第２９条　安全管理責任者は、第２０条第１項第４号に定める放射性同位元素等の受入れ及び払出しの管理のため、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

（１）購入した放射性同位元素の受入れ

（２）他大学等からの放射性同位元素等の譲受け

（３）他大学等への放射性同位元素等の譲渡し

２　安全管理責任者は、主任者の指示を受けて、前項に定める放射性同位元素等の受入れ及び払出しを確認し、記録しなければならない。

（放射性同位元素等の持ち込み、持ち出し等）

第３０条　放射線業務従事者は、放射性同位元素等（放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和３５年政令第２５９号）に規定する下限数量以下の放射性同位元素を含む。）を放射線施設内に持ち込み、又は放射線施設外に持ち出す場合には、主任者の許可を得なければならない。

（貯蔵施設の管理）

第３１条　放射性同位元素を貯蔵する施設は、主任者の指導のもとに安全管理責任者が管理する。

（貯蔵）

第３２条　放射性同位元素は、所定の容器に入れ、所定の貯蔵室又は貯蔵箱に貯蔵しなければならない。

（貯蔵上の注意事項）

第３３条　放射性同位元素を貯蔵する場合、使用責任者は、安全管理責任者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

（１）放射性同位元素の容器には、放射性同位元素の種類、数量、保管開始の日付及び使用責任者名を記載した標示を表面に貼り付け、記録を行うこと。

（２）放射性同位元素は、作業終了後、必ず所定の容器及び所定の貯蔵室に貯蔵し、記録を行うこと。

２　安全管理責任者は、主任者の指導のもとに、貯蔵室の貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵することがないように管理しなければならない。
３　放射性同位元素を貯蔵している貯蔵箱及び容器は、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講じなければならない。
４　放射性同位元素を貯蔵室又は貯蔵箱に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収紙、受皿等を使用する等、貯蔵室内又は貯蔵箱に汚染が拡大しないような措置を講じなければならない。
５　貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

（管理区域内における運搬）
第３４条　管理区域内において放射性同位元素等を運搬する場合には、主任者及び安全管理責任者の指導のもとに、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

（管理区域外における運搬）
第３５条　管理区域外において放射性同位元素等を運搬する場合には、総括責任者の承認を受けて、主任者の指導のもとに、施行規則第１８条の３に定めるＬ型輸送物、Ａ型輸送物等の区分に適合する措置を講じなければならない。
２　主任者は、管理区域外において、放射性同位元素等を運搬する業者等に対し、法令を遵守するように指示しなければならない。
３　第１項に定める運搬を行った場合は、運搬記録簿等に必要事項を記入しなければならない。

（廃棄）
第３６条　放射性同位元素等を廃棄する場合は、主任者の指導を受けて、安全管理責任者の管理のもとに、次の各号に定める方法により処理し、記録を行わなければならない。
（１）固体状の放射性廃棄物は、不燃性、難燃性又は可燃性に区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入した上で、廃棄保管室に保管廃棄すること。
（２）液体状の放射性廃棄物は、無機廃液又は有機廃液に区分し、それぞれ所定の放射能レベルに分類した上で、廃棄保管室に保管廃棄し、又は給排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排水すること。
（３）気体状の放射性廃棄物は、給排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。
２　放射性同位元素等の廃棄は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号）に基づく廃棄事業者に委託しなければならない。ただし、廃棄事業者の許可の範囲に含まれない放射性同位元

素等は、廃棄を委託してはならない。
３　前項本文の場合において、その廃棄を委託した放射性同位元素等は、核燃料物質又は核原料物質によって汚染されたものとみなす。
４　その他廃棄に関する必要事項については、別に定める。

第７章　測定及び結果の措置

（放射線測定器等の保守）
第３７条　安全管理責任者は、法第２０条の規定による測定に使用する放射線測定器等の正常な機能を維持するように保守を行い、測定の信頼性を確保しなければならない。ただし、同条の測定に使用しない放射線測定器等は、保守の対象外とする。
２　測定の信頼性を確保するための措置の具体的な実施計画、記録、放射線測定器等の点検及び校正その他必要な事項は、別に定める。

（場所の測定）
第３８条　安全管理責任者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し、記録しなければならない。
２　前項の測定は、点検及び校正を１年ごとに適切に組み合わせて行った放射線測定器等により測定しなければならない。ただし、放射線測定器等による測定が著しく困難な場合は、計算によりこれらの値を算出することができる。
３　放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定は、次の各号に従って行わなければならない。
（１）取扱開始前に１回、取扱開始後にあっては、１月を超えない期間ごとに１回行うこと。ただし、排気口又は排水口における測定は、排気又は排水の都度行うこととし、連続して排気又は排水を行う場合は、連続して測定すること。
（２）放射線の量の測定は、原則として１センチメートル線量等量について行うこと。
（３）放射線の量の測定を行う場所は、作業室、貯蔵室、廃棄保管室、給排気設備、給排水設備、汚染検査室、管理区域境界、宿舎及び本学境界とする。
（４）作業環境測定を行う場所は、作業室及び廃棄作業室とする。
（５）汚染状況の測定を行う場所は、作業室、貯蔵室、廃棄保管室、汚染検査室及び管理区域境界とする。
（６）給排気設備の排気口及び給排水設備口の排水における放射性同位元素による汚染状況は、排気又は排水の濃度測定の結果をもって評価するものとする。
（７）前各号の規定にかかわらず、汚染のおそれが生じた場合は、直ちに測定を行わなければならない。
４　安全管理責任者は、別表第３の項目について測定結果を記録し、主任者に

通知するとともに記録を保存しなければならない。

（個人被ばく線量の測定）

第３９条　安全管理責任者は、管理区域に立ち入る者に対して、個人被ばく線量計を適切な部位に装着することを指示するとともに、個人被ばく線量を測定し、その結果を評価し、記録しなければならない。

２　前項の規定による測定は、次の各号に従い、放射線測定器等により測定しなければならない。ただし、放射線測定器等による測定が著しく困難な場合は、計算によりこれらの値を算出することとする。

（１）放射線の量の測定は、外部被ばく及び内部被ばくによる線量について行うこと。

（２）外部被ばくの測定は、個人被ばく線量計により測定すること。

（３）外部被ばくの測定は胸部（女子（妊娠する可能性がないと診断された者を除く。）にあっては腹部）について１センチメートル線量当量及び７０マイクロメートル線量当量について行うこと。

（４）前号のほか頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分（前号において腹部について測定することとされる女子にあっては、腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合は、前号のほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、１センチメートル線量当量及び７０マイクロメートル線量当量についても行うこと。

（５）人体部位のうち外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、腹部、上腕部及び大たい部以外である場合は、前２号のほか当該部位について、７０マイクロメートル線量当量について行うこと。

（６）内部被ばくの測定は、放射性同位元素を誤って吸入摂取又は経口摂取した者及びそのおそれのある場所に立ち入る者について行う。

（７）測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者として主任者が認めた者については、外部被ばく又は内部被ばくの線量が１００マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。

（８）個人被ばく線量の測定は、４月１日、７月１日、１０月１日及び１月１日を始期とする各３月間ごとに行う。ただし、１月間に受ける実効線量が１．７ミリシーベルトを超えるおそれのある女子（妊娠する可能性がないと診断された者を除く。）又は本人の申出等により学長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月１日を始期とする１月間ごとに１回行う。

（９）前号に規定する測定結果は、４月１日を始期とする１年間及び前号に規定する各期間ごとに集計し、記録すること。

（１０）第８号に規定する測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、４月１日、７月１日、１０月１日及び１月１日を始期とする各３月間、４月１日を始期とする１年間並びに本人の申出等により学長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月１日を始期とする１月間について、各期間ごとに記録すること。ただし、眼の水晶体に受けた等価線量にあっては、当該３月間、当該１年間及び４月１日を始期とする５年間について、各期間ごとに記録すること。

（１１）前号に規定する実効線量の算定の結果、４月１日を始期とする１年間についての実効線量が２０ミリシーベルトを超えた場合は、当該１年間以降は、当該１年間を含む平成１３年４月以降５年ごとに区分した各期間の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、記録すること。

３　安全管理責任者は、別表第３の項目について前項第９号から第１１号までの規定による記録を総括責任者に提出するとともに、記録の都度、当該測定の対象者に対しその写しを交付しなければならない。

４　総括責任者は、第２項第９号から第１１号までの規定による記録を主任者に通知するとともに永久に保存しなければならない。

５　安全管理責任者は、第１項の規定による測定について、次の各号に定めるところにより測定の信頼性を確保しなければならない。

（１）第２項に規定する管理区域に立入った者の外部被ばくによる線量の測定は、ＩＳＯ／ＩＥＣ　１７０２５に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託して行うこと。ただし、外部被ばく線量が１００マイクロシーベルトを超えるおそれのある一時立入り者について、点検及び校正を１年ごとに適切に組み合わせて行った放射線測定器等を用いて測定する場合はこの限りでない。

（２）第２項第６号に規定する内部被ばくによる線量並びに第２項第４号及び第５号に規定する人体部位の表面汚染密度の測定は、点検及び校正を１年ごとに適切に組み合わせて行った放射線測定器等を用いて行わなければならない。

（測定結果に基づく措置）

第４０条　総括責任者は、測定の結果、放射線障害防止上必要と認めた場合は、主任者の指導を受けて、安全管理責任者及び管理区域責任者に対し、改善等について指示することができる。

第８章　教育及び訓練

（教育及び訓練）

第４１条　総括責任者は、管理区域に立ち入る者及び放射線業務に従事する者に対し、この規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

２　前項の教育及び訓練は、次の各号の定めるところによる。
（１）実施時期は、次のとおりとする。
　イ　初めて管理区域に立ち入る前
　ロ　放射線業務従事者として登録した後にあっては登録後、前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から１年以内
（２）前号イについては次に掲げる項目及び時間数を、前号ロについては次に掲げる項目を実施することとする。
　イ　放射線の人体に与える影響　　３０分以上
　ロ　放射性同位元素等の安全取扱い　　２時間３０分以上
　ハ　放射線障害防止に関する法令及びこの規程　　１時間以上
　ニ　その他放射線障害防止に関して必要な事項
３　前項の規定にかかわらず、前項第２号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると委員会が認める者に対し、総括責任者は主任者と次の各号に定める省略基準に基づき協議の上、教育及び訓練の一部を省略することができる。この場合において、総括責任者は、教育訓練受講記録に省略理由を記載しなければならない。
（１）他大学等で前年度の教育訓練の受講歴が確認できる場合
（２）学部又は大学院の講義で、前項第２号の項目について、必要な教育を受けていることが確認できる場合
（３）外部機関による教育及び訓練と同様の内容の研修等を受講した場合
（４）その他前項第２号の項目について、十分な知識を有していると確認できる場合
４　安全管理責任者は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために、次の各号に掲げる事項を口頭、掲示等により教育し、教育訓練に係る記録を行わなければならない。
（１）管理区域に立ち入る前に、一時立入記録簿に所属、氏名及び入域時間を記入すること。
（２）定められた出入口から出入りすること。
（３）管理区域に立ち入る場合は、個人被ばく線量計の操作説明を受けた後、次に掲げる区分に応じた位置に着用すること。
　イ　男性　　胸部付近
　ロ　女性　　腹部付近
（４）管理区域に立ち入る場合は、主任者、安全管理責任者、施設管理責任者及び放射線業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
（５）管理区域に立ち入る場合は、必要に応じて放射線業務従事者又は施設管理担当者と同行すること。
（６）管理区域内において飲食、喫煙、化粧等内部被ばくのおそれのある行為を行わないこと。

（７）専用の作業靴を着用し、必要に応じて、作業衣、保護具等を着用すること。
（８）作業室内の実験台又はフード内に置いてある物にはむやみに触れないこと。
（９）実験をしている人の周囲にはむやみに近づかないこと。
（１０）管理区域から退出する場合は、汚染検査室で身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは、直ちに安全管理責任者、施設管理責任者又は放射線業務従事者に連絡し、除染のための措置について指示を受けること。ただし、汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。
（１１）管理区域から退出した場合は、個人被ばく線量計の値及び退出時間を主任者、安全管理責任者又は放射線業務従事者の立ち会いの下、一時立入記録簿に記入すること。
（１２）外部被ばくを防ぐための３原則（距離、時間、遮へい）を守ること。
（１３）事故等により、警報が鳴った場合は、主任者、安全管理責任者、施設管理責任者及び放射線業務従事者の指示に従い、速やかに避難すること。
５　教育及び訓練の項目の内容については、総括責任者が安全管理責任者及び主任者と協議の上、作成し、委員会の承認を得ることとし、委員会で決まった方針に従い、内容、時間等の変更及び改善を行うこととする。

第９章　健康診断

（健康診断）
第４２条　総括責任者は、放射線業務従事者及び放射線業務従事者として登録を申請する者に対して、次の各号に定めるところにより健康診断を行わなければならない。
（１）実施時期は、次のとおりとする。
イ　放射線業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前
ロ　管理区域に立ち入った後にあっては１年を超えない期間ごと。ただし、前年度の４月１日を始期とする１年間の実効線量が５ミリシーベルトを超えず、かつ当該年度の４月１日を始期とする１年間の実効線量が５ミリシーベルトを超えるおそれのない場合は、次号に定める検査又は検診は省略することができるものとし、医師が必要と認めた場合のみ次号に定める検査又は検診を実施する。
（２）健康診断は、問診及び検査又は検診とする。
（３）問診は、放射線の被ばく歴の有無及び被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況について行うこととする。
（４）検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこととする。ただし、ロからニまでについては、医師が必要と認める場合に行う（初めて管理区

域に立ち入る前の健康診断にあっては、イ及びロの部位又は項目を除く。)。

イ　末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

ロ　皮膚

ハ　眼

ニ　その他原子力規制委員会が定める部位及び項目

２　総括責任者は、前項の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその者に対し健康診断を行わなければならない。

（１）放射性同位元素を誤って吸入摂取又は経口摂取した場合

（２）放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合

（３）放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合

（４）実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合

３　総括責任者は、別表第３のとおり健康診断の結果を記録しなければならない。

４　総括責任者は、健康診断の結果を法人文書管理規程で定められた場所に永久保存するとともに、実施の都度記録の写しを本人に交付しなければならない。

第１０章　放射線障害を受けた者等に対する措置

（放射線障害を受けた者等に対する措置）

第４３条　総括責任者は、放射線業務従事者及び一時立入者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、主任者と協議し、その程度に応じ管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、作業内容の変更等の措置並びに医師による診断及び必要な保健指導を遅滞なく受けさせることについて、学長に具申しなければならない。

２　学長は、前項の具申があった場合には、適切な措置を講じなければならない。

３　総括責任者は、放射線業務従事者及び一時立入者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

第１１章　記録及び保存

（記録及び保存）

第４４条　この規程に定める記録は、毎年３月３１日又は放射線施設の廃止等

を行う場合には廃止日等に閉鎖し、別表第３及び法人文書管理規程に定めるところにより保存しなければならない。

第１２章　危険時の措置

（危険時の措置）

第４５条　次の各号に掲げる事態により、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある事態を発見した者は、直ちに安全管理責任者及び主任者にその旨を通報しなければならない。

（１）放射性同位元素等の盗取又は所在不明が発生した場合

（２）気体状の放射性同位元素等を給排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。

（３）液体状の放射性同位元素等を給排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。

（４）放射性同位元素等が管理区域外で漏えいした場合（施行規則第１５条第２項の規定により管理区域の外において放射性同位元素の使用をした場合を除く。）

（５）放射性同位元素等が管理区域内で漏えいした場合。ただし、次のいずれかに該当する場合（漏えいした物が管理区域外に広がった場合を除く。）を除く。

イ　漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかった場合

ロ　気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る給排気設備の機能が適性に維持されているとき。

ハ　漏えいした放射性同位元素等の放射線量が微量の場合その他漏えいの程度が軽微な場合(表面密度限を超えない場合)

（６）次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのある場合

イ　使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

ロ　本学境界及び本学内の人が居住する区域における線量

（７）使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあった場合であって、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき。

イ　放射線業務従事者　　５ミリシーベルト

ロ　放射線業務従事者以外の者　　０．５ミリシーベルト

（８）放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあった場合

２　放射線業務従事者は、作業中の不測の事故等により管理区域に汚染が生じた場合は、速やかに汚染が広がらないように応急措置を講ずるとともに、遅滞なく安全管理責任者及び主任者に通報し、主任者の指示に従い、汚染の除

去を実施しなければならない。
３　主任者は、前２項の通報を受けた場合は、直ちに学長及び総括責任者に報告し、災害の拡大防止及び避難警告等応急の措置を講ずるとともに、その状況を判断し、所轄警察署及び消防署に通報しなければならない。
４　学長は、前項の報告を受けた場合は、原子力規制委員会及び所轄労働基準監督署長その他関係機関の長に１０日以内に届け出なければならない。
５　主任者が、第３項に定める応急措置を実施する場合、協力を要請された本学の職員は、その指示に従わなければならない。

第１３章　地震等の災害時における措置

（災害時における措置）
第４６条　放射線施設が所在する同一市区町村内で大規模自然災害（震度５強以上の地震又は風水害による家屋全壊（住家流出又は１階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊が発生した場合をいう。）をいう。）又は放射線施設に火災等の災害が起こった場合には、危機管理マニュアル等に定めた災害時の連絡通報体制に従い、可能な限り速やかに学長、総括責任者、主任者、安全管理責任者及び施設管理責任者は参集する。
２　総括責任者は、主任者と協議の上、安全管理責任者及び施設管理責任者に別表第４に定める項目について点検を指示し、総括責任者は、その結果及び講じた応急措置について学長に報告するものとする。
３　学長は、総括責任者の応急措置では対応しきれない事態に対して、放射線施設の安全管理上必要な予算的措置を講ずるものとする。
４　震度５以上の地震が発生した場合は、可能な限り速やかに施設及び設備を点検し、結果を記録し、原子力規制委員会に状況を報告するものとする。

第１４章　情報提供

（情報提供）
第４７条　事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、危機管理マニュアル等に定めた緊急連絡通報体制等に従い、学長、総括責任者、研究科長及び主任者に連絡する。この場合において、学長は、危機管理規則に従い、危機管理対策本部を設置した上で、本学事務局を通じて大学ホームページに次項に定める事故の状況及び被害の程度等を掲載することにより公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問合せに対応するため、当該事務局に問合せ窓口を設置するものとする。
２　発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に提供する内容（次項において「情報提供内容」という。）は、次の各号に掲げる事項とする。
（１）事故の発生日時及び発生した場所

（２）汚染状況等による本学外への影響
（３）事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量
（４）応急措置の内容
（５）放射線測定器等による放射線量の測定結果
（６）事故の原因及び再発防止策
３　情報提供内容については、危機対策本部の協議を経て決定する。

第１５章　業務の改善

（業務の改善）
第４８条　学長は、学内の放射線施設の放射性同位元素等の使用、管理等に係る安全性を向上させるため、委員会に放射線障害の防止に関する業務評価を実施させるものとする。
２　委員会は、学内の放射線施設に対し、当該委員会委員及び委員会が指名する者による施設検査及び書類審査を年１回以上行い、その結果を当該放射線施設に通知するとともに、総括責任者を通じて学長に報告しなければならない。
３　前項の結果の通知を受けた総括責任者は、必要な改善を実施するとともに改善報告書を作成し、委員会に実施した改善策を報告しなければならない。この場合において、総括責任者が必要と判断したときは、改善を実施するための予算的措置を要望するものとする。
４　委員会は、前項の改善報告書を学長に報告しなければならない。

第１６章　報告

（定期報告）
第４９条　安全管理責任者は、毎年４月１日からその翌年の３月３１日までの期間について、放射線管理状況報告書を作成し、主任者を経由して学長に報告しなければならない。
２　学長は、放射線管理状況報告書を前項に定める期間の経過後３月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
３　学長は、第４２条及び第４３条に定める健康診断を行った場合は、速やかに電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなければならない。

第１７章　雑則

（雑則）
第５０条　この規程に定めるもののほか、放射線障害の防止に関し必要な事項

は、委員会が別に定める。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年９月１７日から施行し、令和元年９月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

別表第１（第６条関係）

放射線障害防止に関する組織

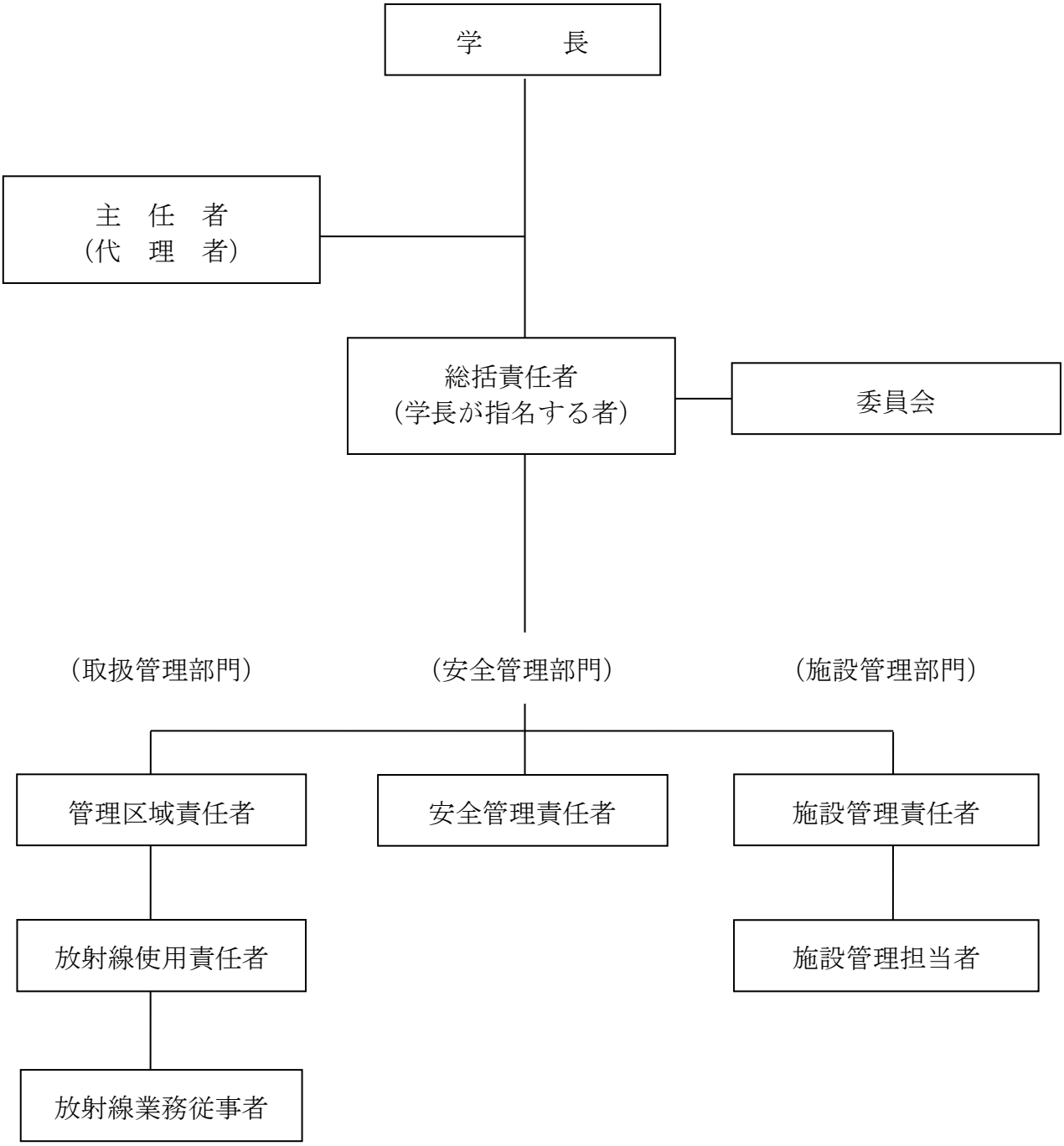

別表第２（第２５条、第２６条関係）

定期点検の点検項目

施設点検(第２５条)

点　検　区　分	点　検　項　目
１　共用部分 管理区域	浸水、地崩れのおそれ、耐火構造 管理区域境界の柵、施錠 遮へい、壁の破損 出入口の位置、数 扉の構造（防火)、種類、施錠 標識、掲示の位置、破損、劣化
２　使用施設 作業室 汚染検査室	標識、掲示の位置、破損、劣化 壁の仕上げ材の亀裂、くぼみ等 床の仕上げ材の亀裂、くぼみ等 流し、排水管の連結、もれ、破損等 フード、ダンパー等の作動状況 室内空気の流れ 給排気管の連結、もれ、破損等 扉の構造（防火)、種類、施錠 更衣設備 洗浄設備、除染機材の状況 汚染検査用測定器
３　貯蔵施設 貯蔵室	扉の構造（防火)、種類、施錠 標識、掲示の位置、破損、劣化 壁の仕上げ材の亀裂、くぼみ等 床の仕上げ材の亀裂、くぼみ等 フード、ダンパー等の作動状況 室内、空気の流れ、耐火性 給排気管の連結、もれ、破損等 貯蔵容器の位置、数、施錠、標識 貯蔵容器の気密性、汚染防止材等の状況
４　廃棄施設 廃棄保管室	扉の構造（防火)、種類、施錠 標識、掲示の位置、破損、劣化 壁の仕上げ材の亀裂、くぼみ等 床の仕上げ材の亀裂、くぼみ等 ダンパー等の作動状況 室内空気の流れ 給排気管の連結、もれ、破損等 保管廃棄容器の密封、標識

5　給排気設備	標識の位置、破損、劣化 給排気ダクトの破損、もれ ファンベルトのゆるみ、破損 ダンパーの作動 給排風機（フィルター）の能力
6　給排水設備	標識の位置、破損、劣化 槽の破損、もれ 排水管の破裂、もれ バルブ、弁、ポンプの作動 監視装置の作動

安全管理点検（第２６条）

1　放射線測定器等の点検 2　火災等の危険事態に関する点検（ガス漏れ、水漏れ、加熱機器類等） 3　核種別の保管量及び保管状況の調査に関する点検（１回／年） 4　放射線業務従事者の利用状況調査に関する点検（１回／年） 5　その他放射線障害の防止に関し必要な事項に関する点検

別表第３（第３８条、第３９条、第４４条関係）

記　録　及　び　保　存

記録の種類	記録の項目	保存期間	保存責任者	備　　考
管理区域立入記録（第２３条）	①立入り日時 ②立入り者氏名	５年間	安全管理責任者	
施設点検及び安全管理点検（第２５条及び第２６条）	①点検の実施年月日 ②点検結果及びこれに伴う措置の内容 ③点検を行った者の氏名	５年間	総括責任者	
放射性同位元素の使用（第２８条）	①種類及び数量 ②使用の年月日、目的、方法及び場所 ③使用に従事する者の氏名	５年間	安全管理責任者	
放射性同位元素等の受入れ及び払出し（第２９条）	①種類及び数量 ②受入れ及び払出しの年月日 ③相手方の氏名又は名称	５年間	安全管理責任者	
放射性同位元素の貯蔵（第３３条）	①種類及び数量 ②貯蔵の期間、方法、場所 ③貯蔵に従事する者の氏名	５年間	安全管理責任者	
放射性同位元素等の運搬（第３４条及び第３５条）	①運搬の年月日及び方法 ②荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称	５年間	安全管理責任者	
放射性同位元素等の廃棄（第３６条）	①種類及び数量 ②廃棄の年月日、方法及び場所 ③廃棄に従事する者の氏名	５年間	安全管理責任者	
放射線障害のおそれのある場所についての放射線の量及び放射性同位元素等による汚染状況の測定（第３８条）	①測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日） ②測定箇所 ③測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実	５年間	安全管理責任者	

	施を確保できる場合にあっては、名称） ④放射線測定器の種類及び型式 ⑤測定方法 ⑥測定結果			
作業環境測定（第３８条）	①測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日） ②測定方法 ③放射線測定器の種類、型式及び性能 ④測定箇所 ⑤測定条件 ⑥測定結果 ⑦測定を実施した者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称） ⑧測定結果に基づいて実施した措置の概要	５年間	安全管理責任者	
個人被ばく線量の測定（第３９条）	①測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日） ②測定対象者の氏名 ③測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称） ④放射線測定器の種類及び型式 ⑤測定方法 ⑥測定部位及び測定結果	永久保存	安全管理責任者	
実効線量及び等価線量の算定（第３９条）	①算定年月日 ②対象者の氏名 ③算定した者の氏名（算定をした者の氏名を記録しな	永久保存	安全管理責任者	

	くても算定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称） ④算定対象期間 ⑤実効線量 ⑥等価線量及び組織名			
累積実効線量の集計（第３９条）	①集計年月日 ②対象者の氏名 ③集計した者の氏名（集計をした者の氏名を記録しなくても集計の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称） ④集計対象期間 ⑤累積実効線量	永久保存	安全管理責任者	
教育及び訓練（第４１条）	①実施年月日 ②教育及び訓練を受けた者の氏名 ③項目、項目毎の時間数及び省略理由	５年間	総括責任者	
健康診断（第４２条）	①実施年月日 ②対象者の氏名 ③健康診断を実施した医師名 ④健康診断の結果 ⑤健康診断の結果に基づいて講じた措置	永久保存	総括責任者	

別表第４（第４６条関係）

災害時の点検項目

点　検　区　分	点　検　項　目
１　共用部分 管理区域	浸水、地崩れ 管理区域境界の柵、施錠状態 建築物構造、壁等の破損 扉の構造、施錠状態 標識、掲示の位置、破損
２　使用施設 作業室 汚染検査室	標識、掲示の位置、破損 壁の仕上げ材の亀裂、くぼみ等 床の仕上げ材の亀裂、くぼみ等 流し、排水管の連結、もれ、破損等 フード、ダンパー等の作動状況 給排気管の連結、もれ、破損等 扉の構造、施錠状態 洗浄設備、除染機材の状況 汚染検査用測定器の状況
３　貯蔵施設 貯蔵室	扉の構造、施錠状態 標識、掲示の位置、破損 壁の仕上げ材の亀裂、くぼみ等 床の仕上げ材の亀裂、くぼみ等 フード、ダンパー等の作動状況 給排気管の連結、もれ、破損等 貯蔵容器の保管、汚染防止材等の状態
４　廃棄施設 廃棄保管室	扉の構造、施錠状態 標識、掲示の位置、破損 壁の仕上げ材の亀裂、くぼみ等 床の仕上げ材の亀裂、くぼみ等 ダンパー等の作動状況 給排気管の連結、もれ、破損等 保管廃棄容器の保管の状態
５　給排気設備	標識の位置、破損 給排気ダクトの破損、もれ ファンベルトのゆるみ、破損 ダンパーの作動 給排風機の作動
６　給排水設備	標識の位置、破損 槽の破損、もれ

	排水管の破損、もれ バルブ、弁、ポンプの作動 監視装置の作動
7　その他	放射線測定器等